

1. 件名：特定原子力施設監視・評価検討会（第103回）に係る面談

2. 日時：令和4年10月19日（水）10:00～11:50

3. 場所：原子力規制庁6階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

竹内室長、澁谷企画調査官、正岡企画調査官、大辻管理官補佐、石井係長、高橋係員

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー 7名

プロジェクトマネジメント室 3名（テレビ会議システムによる出席）

福島第一原子力発電所 3名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

● 原子力規制庁は、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」）という。）から、次回（第103回）特定原子力施設監視・評価検討会（以下「検討会」という。）の議題に関し、資料に基づき説明を受けるとともに以下のとおりコメントした。

➤ スラリー安定化処理設備の審査上の論点

- ✓ 前回の検討会において求めた、フィルタープレス機周辺のダスト取扱エリアをセル若しくはグローブボックスとすることに対する回答は明確に行うこと。
- ✓ グローブボックスの設置を採用した場合における全体工程の見直しについては、機器の設置に係る工程のみならず、スラリーの性状確認や脱水処理の実現性等、運用開始までの各マイルストーンを示すとともに、それらの工程についても示すこと。

● また、原子力規制庁から、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における耐震クラス分類と地震動の適用の考え方」を用いて、東京電力福島第一原子力発電所における耐震設計に関する原子力規制庁の考え方を説明し、検討会の場において東京電力の考え方を示せるように準備するよう伝えた。

● 東京電力から、了解した旨の回答があった。

6. 資料

➤ スラリー安定化処理設備に関する審査上の論点（規制庁提示）を踏まえた当社回

答

- 福島第一原子力発電所における施設・設備の耐震クラス分類の考え方に関する意見
- 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における耐震クラス分類と地震動の適用の考え方